

組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会（第2回）

1 日 時

令和2年5月27日（水）10:00~11:30

2 場 所

WEB会議による開催

3 出席者

（構成員）手塚座長、宮内座長代理、新井構成員、伊地知構成員、岡田構成員、小川構成員、小木曾構成員、小田嶋構成員、堅田構成員、小松（文）構成員、小松博構成員、柴田構成員、渋谷構成員、袖山構成員、中田構成員、中村構成員、濱口構成員、山内構成員、若目田構成員

（オブザーバー）浅岡内閣官房情報通信技術（IT 総合戦略室）企画官、山本内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付上席政策調査員、布山経済産業省商務情報政策局総務課情報プロジェクト室室長補佐

（総務省）竹内サイバーセキュリティ統括官、二宮サイバーセキュリティ統括官室審議官、大森サイバーセキュリティ統括官室参事官（総括担当）、赤阪サイバーセキュリティ統括官室参事官（政策担当）、近藤サイバーセキュリティ統括官室参事官（国際担当）、高岡サイバーセキュリティ統括官室参事官補佐

4 配布資料

資料2-1 株式会社日立製作所提出資料（非公開）※

資料2-2 NEC マネージメントパートナー株式会社/日本電気株式会社提出資料（非公開）※

資料2-3 一般財団法人日本情報経済社会推進協会提出資料

資料2-4 電子委任状の普及を促進するための基本的な指針解説の改訂

参考資料2-1 「組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会」開催要綱

参考資料2-2 組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会（第1回）議事要旨

参考資料2-3 経済財政諮問会議及びIT総合戦略本部での議論

※ 資料調整後、後日総務省HPにて掲載予定

5 議事要旨

(1) 開会

(2) 議題

① 前回会合の振り返り

事務局から参考資料 2-1 に基づき、前回会合の振り返りが行われた。

② 構成員・関係者ヒアリング

中村構成員から資料 2-1 について、本田氏・岡田構成員から資料 2-2 について説明があった。

③ 意見交換

主な意見は以下の通り。

浅岡企画官：消防署だとか保育園の就労証明書等は、法令上押印は要らない。法令上は求められていないが、ハンコを押さなければならないという話があるのは承知している。2023年にインボイスが導入されると、見積書、契約書、注文書というところから最後の決裁のところまで、全て紙をなくしてデジタル化をしていかなければ、民間の皆さまの負担が単に増えるだけで、効率化が進まない。まずはハンコをなくせないかというところを前提に考えていただき、真に必要なところについて、e シールなり電子署名というのが役に立つのであれば、それを活用していこうという議論をする必要がある。また、控除証明書についても、今年の秋の年末調整分からまさに電子化が始まるが、電子署名や e シールといった厳格なものは求めている。求めると、逆に民間の負担になっていくと懸念。

小田嶋構成員：資料 2-1 について、意見が 2 点ある。データ化された組織関係書類に e シールを付与する際、売買当事者の商号や住所といった属性とともに、法人番号のような識別子が e シールに格納されれば、識別子をキーとしてデータの整合性チェックが可能となる。加えて、これまで目検でやっていた人の作業が全て機械処理できるようになり、経理部門等の煩雑な作業を削減できるようになることで、日本が迎える人手不足に効率化で大きく寄与できていると思っている。もちろん、まずは仕分けが重要ではないかということは、我々も認識している。

二点目は、現在、色々出てきている電子商取引とか電子契約サービス、ツリー型のサービスが、最終的には全部メッシュ型のサービスにならないければ、中小企業などが多端末化してしまい、国の負担増になりかね

ないということ。例えば、システム間の相互乗り入れとか、共通APIとかも考慮されるべき。メッシュ型となった際には識別子が重要になる。BtoGで官公庁や地方自治体に申請する際にも、官公庁や地方自治体でバックオフィスデータが連携されることで、官民双方で効率化が望めるようになると思っている。

資料2-2に関して、二点意見。一点目は、コストの妥当性について。サービスを提供する側からすると、量によるコスト低減をどのぐらい働かせるかということが重要になってくると思う。そこで、国内外の取引関係書類の最新の年間総数などが分かると、コストを何割低減できるかが明確になるのではないか。公表資料があれば参照したい。もし資料がなければ、事務局に確認していただきたい。

二点目は、トラストサービス導入効果が高い帳票として、取引証憑処理とある。電子帳簿保存法第10条の話もあった。こちらはeシールに対応することで、税務調査を行う国税庁側にもメリットがあると考えている。私の会社でも、ある会社の取引について、本当に証憑があるかどうか確認したいという旨の連絡がある。この確認にはかなりの手間がかかっているが、eシールとタイムスタンプが付されたデータがあれば、証拠となるため人件費が削減できるのではないか。こちらは取引の多い企業、大企業になると思うが、メリットが大きいと思っている。こちらも公表資料みたいなものがあれば参照したい。

本田氏：取引総数について、現状、弊社が業務受託している調達サービス部門の契約書に関しては年間数千件である。多少前後あるものの、この数字掛ける、印紙税、紙代等がコストになってくる。一方、見積書に関しては、年間40万件である。

袖山構成員：国税庁側のメリットについての意見。現在、紙の書類については押印があり、押印があるものは、おおむねその発行元が発行したのだらうということを確認している。取引書類がデータでやり取りされる場合には、何か本人性が確認できるものがないと、確認に時間がかかる。そうした場合にeシールやタイムスタンプがあれば、確認業務自体がなくなるということが、国税庁側のメリットになると思う。ただし、それで調査をしなくてもいいというわけではなく、国税庁側はその申告内容を分析して、調査必要度の判定をするということになる。そのため、税務調査が行われない企業が増えるわけではない。調査の時間自体が短縮されるということで、メリットがあると思う。

小木曾構成員：どういう法的課題があるのかというのを、もう一度明らかにしたい。法令上、慣習上の押印のうち、不要なものについては廃止をす

るといことが、まず前提。それを代替するという発想はない。その上で、真に必要なもの、法的な課題としてどうしても何かやりきれない部分があるというところがどこなのかを明らかにすることが必要。総理の指示で対面・書面・押印原則撤廃が出ているので、この機会を捉えて直していくべき。法的な課題として、まだ話題になっていないがこういうのがある、というのがもしあれば、教えていただきたい。また、監査の話でも、原本主義という考え方がアナログ規制でおかしいと問題提起しており、失くしていくべきだと考えている。具体的に法令やガイドラインのどの辺りを手当てしなければ、今の法規制、あるいは法体系の中で読み取れない部分があるのかというところを、教えていただきたい。

本田氏：原本主義について。こちらは何が原因になっているのかといったところが各帳票で分かれると思う。改めて必要に応じて事務局から回答させていただきたい。

宮内座長代理：eシールよりも電子委任状の方がふさわしい用途もある。注文書、請書についても、それぞれの注文を受ける側の意思表示になり、この2つを合わせて契約書と同じ価値になる。こういうものがeシールでいいのかというのは疑問。また資料2-2でも、契約書、注文書、注文請書、検収書は意思表示に当たるかもしれない。こういうものは、しかるべき権限を持った人が、会社の代わりに意思表示したということが、一般的には必要になる。こういうところについては、所属や役職等で権限を示すタイプの電子委任状があるため、eシールとどちらを使えばいいかを、しっかり考えていく必要がある。特に証拠力、意思表示に関する真正成立の証明等を考えると、この意思表示に当たるものについては、原則として電子委任状でやっていくべき。一方、意思表示に当たらないものについては、eシールでもいいというような分類で考えていくべきではないか。ただ、これはあくまで原則であって、それを多少緩めて違った使い方をするというのは全然問題ないと考えている。

また、通常の電子署名を使用すべき場合もあると思う。典型的には、代表者が登録印でやることに相当する商業登記の電子署名は通常の電子署名になる。また、個人名で押印している場合は、通常の電子署名をすることになる。ただ、組織において権限の移譲を伴うようなことを必要とし、その自然人が電子署名するような場合は、電子証明書型の電子委任状に基づく電子署名を使用するのがふさわしい。

新井構成員：代表者印は登記に紐付くということは分かる。会社印や事業部印

について、社内規定など紐づく証跡文書はあるのか。

中村構成員：社内規則がそれぞれ整備されている。法務等が取りまとめて作っていると認識。

新井構成員：規則に基づいてのみ利用できるということは、監査等の第三者の確認ができないといけない点が重要か。

中村構成員：会社の意思で押すというところで、無闇に押せないようにちゃんと管理しているということだと理解している。

使う側という意味では、あまり複雑な仕組みになっても困る。ただ、共通的なルール、制度は必要。eシールか、電子署名か、委任状かというところに関しては、まさに商習慣的な話。角印でも可としている見積もりも現実的にはおそらくある。会社のガバナンスが効いていて、会社のハンコが押されていれば、委任の追跡までできなくてもよいという場合もある。アナログ前提でやっているところに関して、どこまでデジタルで省けるかという議論も併せて、新しい商習慣を作るところの議論が重要。ただ、一企業が何か言っても、そこは改まらない。こういう場で国の旗振りの下、大きな枠組みというのができていくとありがたい。

新井構成員：ユースケースを整理できると、eシール、電子署名、電子委任状のルール化の議論も進むのではないか。

中村構成員：法制度との関係に関する質問が先ほどあった。就労証明書は法律的にはハンコを押さなくてもいいという話もあった。しかし、現実的にはガイドラインや書式ガイド等を含めると、自治体側から、支店長等のハンコが必要になる。ここはeシール、ここは電子署名、ここは何もいらないというふうにしなれば、逆に現場が混乱し、紙でなければやはりできないといった結論になりかねない。その辺りは、法制度というよりは商習慣としてやっているところをどうするのかというところも意識いただきたい。

浅岡企画官：IT戦略等で昨年来特に進めている話として、社会保険と税の手続のワンストップ化がある。今、税の手続とか、社会保障の手続も、紙でやっていることをオンライン化し、さらに、e-TAX、eLTAXやe-Govといった異なるオンライン窓口のワンストップ化をこの秋からやることになっている。その次のフェーズとして、データを送信するのではなく、事業者がクラウド上で管理しているデータのうち、提出するデータへのアクセス権を行政機関に渡すことによって、役所がその事業者のデータを見に来るといような形で提出する概念を規定するという形で、役所と民間のそもそものデータの扱いを抜本的に変えていこうと考え

ている。

手塚座長：今までは、データを送るプッシュ型だったのが、プル型でやるという概念に変わっていく中で、人にリーチするナチュラルパーソン型の電子署名と法人格に関するeシールというものをどういう局面で使い分けるのかというのを、この場では議論をしていく必要がある。

小松（博）構成員：監査証拠は重要性が高いため、原本性をしっかり見ないと監査証拠となり得ないという事情があり、どうしても原本主義になっている。しかし、原本が直接見られない場合においては、その資料をどういう形で作成したのか、入手したのかということ、内部統制をしっかりと評価し、適切な監査証拠であるということ、をしっかりと確かめることになっている。原本を見られない場合はそうした手続ゆえ、どうしても時間がかかってしまうということで、どうしても原本をください、となる。ただ、eシール等の制度ができれば、内部統制を見ずに、これは確かに外部からの証拠ですねという形で見られる。この制度が始まれば効率的な監査ができると期待している。

新井構成員：プル型であればあるほど取得データの真正性は重要なので、こういう検討はすごく重要である。

手塚座長：紙の上の世界と電子の世界の大きな違いはまず押さえなければいけない。特に電子データというのは証拠が残らないような形で簡単に改ざんできる。紙は物理的に状況が見えるが、電子の場合は見えない。そこをどのように補完していくかという点を考えなければならない。それをこういった署名型のようなものでやるのか、またはブロックチェーンのようなものを使うのかは分からないが、データの完全性を保証するという世界は必要になるだろう。

若目田構成員：全体的なこの会議の位置づけについて確認したい。この会議の目的は、データの信頼性をいかに確保するかというところ。そもそもこの手続が紙である必要があるか、ハンコが必要かといった議論、データ送信からプル型への転換への議論なども非常に重要な論点であると思う。しかし、この会議の設置目的としては、それらは踏まえた上で、組織間の信頼性を確保するための課題や、あるべき制度や、仕組みを検討することと認識しており、その論点に向けてぶれずに議論をしていくべきではないか。コロナの情勢下で、ハンコのために出勤している問題等に注目が集まりがちであるが、データの信頼性を確保する手段についてしっかりと議論し、むしろ信頼性が担保されることによる新たな企業間取引やデータ流通の活性化など、競争力としてのトラストサービスところも忘れずに進めるべきだと感じている。

④関係者ヒアリング

山内構成員から資料2-3について、飯倉調査官から資料2-4について説明があった。

⑤意見交換

新井構成員：JIPDECの話は大変先進的だと思う。ただ、ベルギーの法律制度ということであり、他国の法制度を利用し、我が国の組織の信頼性を担保するとは、我が国は遅れていると感じた。

また、GEPSで電子委任状の活用予定と書いてあるが、3つの方式のうちどれを活用する予定かというところがあれば教えていただきたい。

飯倉調査官：電子証明書方式と取扱事業者記録ファイル方式についてはめどが立っている。もう一つ委任者記録ファイル方式については、できれば乗せていきたい。

新井構成員：こちらはマイナンバーカード活用に資するものだと認識。

山内構成員：私が説明したものは、ヨーロッパの基準なり法制度に基づくeシールの話。日本ではまだないが試しにやってみたという話。日本国内において法人に対する電子証明書を発行しているケースがあると思う。そういった取り組みの紹介も今後必要だと認識。

事務局：昨年、トラストサービス検討ワーキンググループで議論いただいたときの状況と、今のコロナの情勢下で、大きく状況が変わってきている。もともとこのeシールについては、いわゆる企業で用いられている社印とか角印、こういったものに代わる電子版ということで、このような仕組みがあれば便利ではないかということで議論を進めてきた。今や角印や社印そのものが必要ない場面が多々あり、そういったところをしっかりと見直していこうという議論が進められているところ。そういう意味で、従来あった社印や角印を単純にeシールで置き換えていこうといった議論ではなく、やはりこういった状況の中でどういう場面でないと、しっかりと信頼ある取引、やり取りができないのか、ここを押さえなければ、eシールの意義、必要性そのものがぶれることにもなりかねない。まずはそういったところをしっかりと押さえていく議論が必要だと思っている。前回の検討会でも紹介したが、総務省でeシール等のユースケースに関する提案募集も行っており、月曜日に締め切ったところ。今二十数件意見を頂いている。次回はこういった意見を紹介させていただき、構成員の方からも改めて、こういった場面でやはり

eシールが必要ではないかというところの意見をいただきたい。その上で、eシールのユースケースについてもう少し深掘りを進め、eシールの仕組みを実現するために、こういった認定の仕組みが必要なのかということで議論を進めていければと思っている。

⑥ その他

事務局から、次回の日程について説明があった。

(3) 閉会

以上